令和8年(2026年)10月23日

# 埼玉県報

号外第39号
令和8年(2026年)
10月23日
金曜日

## 目　次

### 告示

○　八潮市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決(選挙管理委員会)

e8724337dca8e8ea9e8bddae8d0be8cb

# 告　示

## 埼玉県選管告示第五十七号

令和七年九月七日執行の八潮市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和八年十月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長　長　峰　宏　芳

# 裁　決　書

審査申立人　　八潮市伊勢野１５６番地
（総代）金森　正夫
審査申立人　　八潮市垳１０５番地１
廣田　齊典

上記審査申立人から令和８年１月７日付けで提起された令和７年９月７日執行の八潮市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

## 主　　文

本件選挙における当選の効力に関する上記審査申立人の異議の申出に対して八潮市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が令和７年１２月２２日付けでそれぞれ行った棄却の決定は、これを取り消す。

本件選挙における当選人福野未知留（以下「当選人」という。）の当選は、これを無効とする。

## 用　　語

本裁決で使用する用語は、次のとおりとする。

| 用　語 | 内　容 |
|---|---|
| 申立人ら | 審査申立人　（総代）金森　正夫<br>廣田　齊典 |
| Ａ宅 | 当選人が令和７年１０月２３日付けでＢ建物への転居届を提出するまで住民登録をしていた八潮市八條地内の住宅 |
| Ｂ建物 | 当選人が令和７年１０月２３日付けで、令和４年１月２６日に遡って住民登録をしている八潮市内の４階建てのビル |
| Ｃ室 | 当選人が事実上所有している草加市内のマンションの部屋 |
| Ｄ社 | 当選人が取締役に就任していた会社（令和７年１２月１１日会社法第４７２条第１項の規定により解散） |
| Ｅ法人 | 当選人が従業員として従事している法人 |
| Ｆ室 | Ｅ法人における東京都内の従たる事務所 |
| 本件対象期間 | 令和７年６月７日から本件選挙の期日である令和７年９月７日まで |

## 事案の概要

本件選挙の当選人における当選の効力に関し、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第２０６条第１項の規定に基づき、令和７年９月２２日、申立人らから市委員会に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）がそれぞれなされた。

市委員会は、同年１２月２２日、申立人らからそれぞれなされた本件異議申出をそれぞれ棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人らは、原決定を不服として、令和８年１月７日、法第２０６条第２項の規定に基づき、当委員会に対し、原決定の取消しを求め、本件申立てを行ったものである。

## 申立人らの主張の要旨

第１　申立人らの主張

１　住民票の届出について

本件異議申出において、当選人がＡ宅において居住実態がないことを指摘したところ、当選人はＡ宅には生活の本拠がないことを自ら認めた。その上で、令和７年１０月２３日付けで、令和４年１月２６日に遡る形で約３年９か月前の転居届を、八潮市内にあるＢ建物を転出先として提出している点は、極めて不自然であり、強い疑義を生じさせる。

住民基本台帳法第２２条により、転居した者は転居の日から１４日以内に住所変更の届出を行う義務がある。

したがって、同法に基づけば、Ｂ建物を住所として公的に認め得るのは、届出日の１４日前である令和７年１０月９日以降に限られる。

２　Ｂ建物の水道及びガス使用量について

当選人が令和４年１月以降、Ｂ建物に居住していたのであれば、水道使用量は、令和３年の同時期と比較して令和７年は増加するはずだが、むしろ減少している月がある。令和７年のガス使用量は、令和３年同期比で減少している。

３　当選人が市委員会に提出したガソリンスタンドの利用状況を示すレシートについて

八潮市において勤務又は活動していた事実を一定程度示す資料ではあるものの、現に八潮市内に居住していたことを直接証明するものではない。

当選人が「ガソリンの使用量が多く、給油頻度及び給油量が多くなった」と主張している点については、生活の本拠が八潮市外にあり、八潮市外から八潮市へ通勤

していたことによるものと合理的に推認される。

4　当選人のＢ建物での行動について

当選人が証人尋問において市委員会に対して行った証言は、市民から寄せられた情報の内容と相違している。

Ｂ建物周辺の住民に対する聞き取り調査の結果や寄せられた情報を総合的に勘案すると、当選人がＢ建物に居住していたとは認めがたい。

5　Ｂ建物の住環境について

生活する上で必要となる洗剤、メイク道具、化粧品、衣類等が備え付けられていたかについての言及がなく、市委員会がＢ建物を「起臥できる状態」と判断した点は不十分である。

6　Ｂ建物が議長車の送迎場所であったことについて

送迎場所としてＢ建物を指定していた事実のみをもって、Ｂ建物に居住していたと判断することはできない。

7　当選人の入浴について

当選人の市委員会への証言について、入浴に関する記述が市民から寄せられた情報の内容と異なっており、当選人の証言は虚偽である可能性が高い。

医師によるアトピー性皮膚炎の診断書、もしくは本件期間中の通院歴または薬剤の購入履歴等を提出しない限り、当選人が「幼少の頃からアトピー性皮膚炎を患っており、洗身すると首などの肌が荒れ、出血してしまうので、普段はシャワーを浴びることや入浴はせず、清拭で済ませている。」という事実は認められない。

8　草加市内にあるマンションについて

当選人は、草加市内に所在するマンションのＣ室を事実上保有している。

Ｃ室の表札には「福野」と記載されている。

八潮市民から「当選人はＣ室で生活している」との証言が複数寄せられている。

当委員会においてＣ室の全部事項証明書及び当選人の家族（母、妹）の住民票を取得の上、審理を求める。

父はすでに亡くなっており、母は東京都に住む妹と同居し、当選人はＢ建物で生活しているのならば、草加市のマンションの光熱水費は極めて少量となるはずである。

当委員会において、本件対象期間の光熱費の日別及び時間別データを含めて取得の上、審理を求める。

本件選挙の期間中、当選人が八潮駅前のホテルに連泊していたという目撃情報がある。

当選人が「Ｂ建物は生活実態を移す先として非常に便利である」と主張しているにもかかわらず、選挙事務所が設置されているＢ建物に寝泊まりせず、わざわざホテルに宿泊したことは、合理的な説明を欠き、極めて不自然である。

当委員会において、令和７年８月３１日から令和７年９月６日までの宿泊者名簿を取得し、当選人の宿泊の有無を確認した上で、慎重な審理を行うことを求める。

日常的に使用されていた車両（レンタカー）は、Ｃ室から徒歩圏内にある草加市内の店舗において借りられていたものである。

９　市委員会は、生活の本拠の実体について十分な事実調査及び検証を尽くさないまま、Ｂ建物を生活の本拠として原決定を行ったと考えられる。

よって、選挙の公正及び住民の信頼を確保する観点からも、原決定は取り消されるべきであり、本件選挙における当選人の当選の効力について、改めて慎重な審理がなされることを強く求める。

## 争　　点

法第９条第２項は、「日本国民たる年齢満１８年以上の者で引き続き３箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定し、同法第１０条第１項第５号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満２５年以上のもの」が当該議員の被選挙権を有すると規定しており、本件選挙について、当選人が本件対象期間において、引き続き八潮市内に住所を有していたか否かが争点である。

## 裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

市委員会に対しては、法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２９条第２項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第３３条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

当選人には、法第２１６条第２項で準用する行政不服審査法第１３条第２項の規定に基づき、利害関係人として本件申立てへの参加を求めるとともに、本件申立てに対する意見書を徴した。

また、申立人らに対しては、法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法第

３０条及び同法第３３条の規定に基づき、市委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めた。そして、申立人らから同法第３１条第１項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和８年７月１７日に口頭意見陳述の機会を付与した。

さらに、法第２１２条第１項の規定に基づき関係人２名への出頭及び証言を求めるとともに、同条第１項の規定に基づき当選人に対し、出頭及び証言を求めた。併せてＢ建物及びＣ室の現地調査を当委員会の委員が自ら行ったことに加え、Ｆ室については、当委員会職員による現地調査を行うなど慎重に審理した。

第２　当委員会の判断

住所について、民法（明治２９年法律第８９号）第２２条は、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである（昭和２３年１２月１８日最高裁判所判決）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和３５年３月２２日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成９年８月２５日最高裁判所判決）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成２３年１２月２０日大阪高等裁判所判決）。

なお、法第９条第２項における「「市町村の区域内に」とは、同一の市町村の区域内という意味である。同一市町村内であれば、何回住所を変えても全て通算される。」（「逐条解説公職選挙法改訂版（上）（ぎょうせい）黒瀬敏文・笠置隆範編著」９１頁）とされている。また、「起居、寝食、家族同居の事実は、いずれの住所の認定に当たって、もっとも重視すべき事項であり、他に特別の事情のない限り、「現に起臥しているところ」に住所を認定すべき」とされている（前掲逐条解説公職選挙法改訂版（上）９３頁及び９４頁）。

これら判決等の内容を判断基準として、本件対象期間における当選人の生活の本拠について、以下の論点を踏まえて申立人らの主張を判断する。

（１）市委員会から提出された証拠書類及び当委員会の調査により確認でき、当選人が

認めている事実

ア　当選人は本件選挙において立候補の届出をした際に、候補者届出書の住所欄にはＡ宅を記載していた（証拠№.９２、９４）。

イ　当選人は、令和７年１０月２３日、Ａ宅からＢ建物に令和４年１月２６日に遡って転居していた旨の住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２３条第１項に基づく届出を行い、現在に至るまでＢ建物を住民票上の住所としている（証拠№.１０３、１０４、２４９）。

当選人は、Ａ宅には生活の本拠がないことを自ら認めている（証拠№.１０３、１０４）。

Ａ宅には当選人の生活の本拠がないことについて、申立人らにも異論はない。

ウ　当選人は、ある人物によるストーカー行為に対処するため、令和４年１月頃からしばらくＡ宅を離れ、家族が所有している八潮市内にある４階建てのＢ建物で生活することとした（証拠№.１０３、１０４）。

エ　Ｂ建物は、Ａ宅と同様に八潮市役所まで車で１０分ほどの場所に位置しており、また、当選人が取締役に就任しているＤ社が事務所を構えているので、生活の本拠を移す先としては、非常に便利であった。

Ａ宅からＢ建物に住民票を異動しなかった理由は、Ａ宅を離れる原因となったストーカー行為が解決した後は、Ａ宅での生活に戻ることを検討していたためである。

オ　Ｂ建物の１階（半地下構造）が当選人の政治活動用（後援会）事務所及び倉庫、２階がＤ社の運営するパソコン教室及び当選人の政治活動用（後援会）事務所の倉庫、３階及び４階はＥ法人の事務所となっている。１階（半地下構造）には冷蔵庫及び流し台が設置され、２階のパソコン教室内で当選人が寝泊りするとしており、そのため、毎日当該教室内にエアベッドを隣の倉庫から出して空気を入れて設置し、使用後は空気を抜いて倉庫に片付けているとのことである。４階には洗濯機と風呂場が設置されている。（証拠№.１０３、１０４）

カ　当選人は、平成２０年度に社団法人八潮青年会議所の第３１代理事長に就任し（証拠№.２０）、平成２１年度以降は八潮市議会議員を務めている（現在４期目）（証拠№.２、３、２２３）。

キ　Ａ宅で生活していた時は、母と同居していたが、Ｂ建物では母と同居していな

い。母は現在、東京都内に居住している妹と同居しているが、妹は結婚しており、夫と子供もいるので、当選人が妹と同居し、生活しているという事実はない（証拠№.１０３、１０４）。

（２）Ｂ建物における水道、電気、ガスの使用状況等を踏まえた当選人の居住実体について

ア　当選人の主張

Ｂ建物はＤ社及びＥ法人（以下「Ｄ社等」という。）の事務所としても使用されていることから、電気、ガス及び水道の使用量は当選人の生活に係る部分だけではなく、Ｄ社等の事務所の使用量も含まれている。

Ｂ建物に居住を開始した令和４年１月以降のガス及び水道の使用量が増加していない理由であるが、Ｂ建物はＤ社等の事務所としても使用しており、自身の生活に係る光熱水費とＤ社等の事務所として使用した光熱水費を明確に区分することができないため、自身の生活に係る光熱水費がＤ社等の経費となってしまうのは申し訳ないと考え、電気、ガス及び水道は、極力使用しないように心がけていたからである。

入浴については、風呂に頻繁に入ることはなく、普段から、洗髪、洗身を行わない日の方が多い。

また、入浴する際は、近くの知人宅の風呂場を利用させてもらうか、公衆浴場を利用している。

なお、Ｂ建物の４階に風呂場があるものの、４階はＥ法人の事務所としても使用されており、男性従業員が残業していることもあるため、Ｂ建物の４階の風呂場は使用していない。

衣類の洗濯頻度は１週間に１回程度である。Ｄ社等の従業員が出勤しない週末にまとめて行っており、Ｂ建物の４階に設置されている洗濯機で行うが、下着等の洗濯はＢ建物の１階の政治活動用（後援会）事務所の台所で済ませることが多い。食事については、自炊はせず、近くのコンビニエンスストア等で購入した食品で済ませることが多い。

イ　市委員会の主張

Ｂ建物はＤ社等の事務所としても使用していることから、電気、水道及びガスの使用量は当選人の生活に係る部分だけでなく、Ｄ社等の事務所の使用量も含まれている。

また、当選人は水道及びガスの使用量について、「入浴する際は、近くの知人宅の風呂場を利用させてもらうか、公衆浴場を利用している。」、「衣類の洗濯頻度は１週間に１回程度である。」、「自炊はせず、外食やコンビニエンスストアで購入し

た食品で済ませることが多い。」、「光熱水費がＤ社等の経費となってしまうのは申し訳ないと考え、電気、水道、ガスは極力使用しないように心がけていた。」と主張している。

当選人の主張どおりであれば、水道及びガス使用量の増減には、Ｄ社等の事務所としての使用量が大きく影響することになるため、本件対象期間の水道及びガス使用量と当選人が居住を開始したとされる令和４年１月以前の同期間と比較して減少する可能性がないわけではない。

また、申立人らは、生活する上で必要となる洗剤、メイク道具、化粧品、衣類等が備え付けられていたかについての言及がなく、市委員会がＢ建物を「起臥できる状態」と判断した点は不十分であると主張する。しかし、原決定では、生活必需品について詳細な記載はしていないが、「トイレ、流し台、洗濯機等」の生活用品の存在について言及しており、申立人らが主張する「洗剤や衣類等の生活必需品」については、当然に存在していることを前提としている。

また、市委員会が立入調査を行った際には、「トイレ、流し台、洗濯機等」が備え付けられていることはもとより、洗剤や衣類等の生活必需品も存在していたことを現地で確認している。

ガソリンスタンドの選択において、自宅から近いという要素は重要であり、ガソリンスタンドの利用状況は当選人がＢ建物に居住していたことを直接証明するものではないものの、間接的に証明するものであり、当選人がＢ建物に居住していたという主張を補完するものである。

ウ　当委員会が認定した事実

Ｂ建物の１階部分は半地下構造となっており、当選人の政治活動用（後援会）事務所及び倉庫が配置されている。２階は、当選人が取締役を務めているＤ社が運営に携わるパソコン教室及び当選人の政治活動用（後援会）事務所の倉庫、３階及び４階は、当選人が事務に従事しているＥ法人の事務所となっている（証拠№.１６３、１８３）。

２階から４階までの各階には、男女別のトイレが設置されている（証拠№.１７１、１８３）。

２階のパソコン教室内にエアベッドが置かれ、当選人の衣類がハンガーに掛けられており、日用品が教室の机の上に置かれている（証拠№.１６６～１６８、１８３）。

４階には洗濯機が設置してある（証拠№.１６９、１８３）。

４階に風呂場があるものの、荷物置場となっており、使用できる状態ではない（証拠№.１７０、１８３）。

４階の事務所内に和室があり、当選人の亡父の遺影や遺骨等が置かれている（証

拠№.１７４、１８３）。

１階（半地下構造）は、前述のとおり当選人の政治活動用（後援会）事務所となっており、手洗い場所も設置されているほか、衣類や他の荷物も収納している（証拠№.１６４、１６５、１７２、１７３、１８３）。

当選人が使用しているレンタカーの駐車場は、近くのコンビニエンスストアの裏側にある（証拠№.１７５、１７６、１８３、２１６）。

当選人から、令和８年３月３日付けでアトピー性皮膚炎を患っていることを示す診断書が提出されている（証拠№.１４９）。

なお、当該診断書には、当選人の住所欄にＡ宅が記載されている。

エ　当委員会の判断

生活の本拠といえる場所で居住するためには、当該場所で日常生活を営むに足る最低限の行為を行うことが可能でなければならず、この最低限の行為には、睡眠、食事、洗濯、排せつ、入浴といったものが含まれると考える。

そして、これらの行為を行うためには、当該場所において電気又はガス、水道等を使用することが前提となるが、Ｂ建物では、当選人が電気、ガス及び水道等を使用することは可能な状況にある。

しかし、当選人が市委員会に提出した本件対象期間におけるＢ建物の電気、ガス及び水道の使用量には、当選人の生活に係る部分だけでなく、Ｄ社等の事務所の使用量も含まれており、当選人のみの使用実績を算定することが困難である。

そのため、Ｂ建物の電気、ガス及び水道の使用量をもって当選人がＢ建物に居住していたことを客観的に認定することはできない。

当委員会は、当選人立ち会いのもと、ベッド、暖房器具、流し台、電子レンジ、洗濯機、トイレなど生活に必要な設備が具備されている状況を確認しており、Ｂ建物において、当選人が一応起臥できる状態にあったものと思料できる。

しかしながら、４年以上の長期にわたりＢ建物のパソコン教室内で寝泊りしていたことについて、当選人はＥ法人の代表者及び従業員並びにＤ社の従業員の誰にも知らせず秘していたことや誰にも気付かれていないこと、夏期や冬期にもパソコン教室内ではエアコンや暖房器具は使用していないことなどを供述しており、社会通念に照らすと、その供述内容には不自然さが拭えない。

また、当委員会による現地調査の際、２階のパソコン教室内のエアベッドを確認したところ、手垢などの汚れがなく、４年以上使用していたとは思えないほどきれいな状態であった。さらに、当該エアベッドの購入時期も不明である。

そもそも、４階の事務所内には和室があって当選人の亡父の遺影や遺骨等が置かれているほか、２階のパソコン教室の隣は当選人の政治活動用（後援会）事務所の倉庫となっている。

Ｂ建物の所有者は当選人の母である旨を当選人は証言していることから、当選人は母の承諾を得てそれらの部屋を使用しよう思えば使用できたはずである。そのため、わざわざ毎日エアベッドを隣の倉庫から出して空気を入れて設置し、パソコン教室内で睡眠を取らなければならない必要性は乏しいと考えられる。

加えて、当選人が、幼少の頃からアトピー性皮膚炎を患っていたことを踏まえると、普段から人の出入りの多いＢ建物で寝泊りすることや洗濯の回数が週に１回程度であること、入浴の回数が月に数えるほどしかないことなど、衛生環境の面からも、当選人がＢ建物のパソコン教室内で寝泊りすることは、合理的とは認め難い。

さらに、本件選挙において、当選人が届け出た候補者届出書の住所欄にはＡ宅が記載されていたこと、当選人から令和８年３月３日付けで提出された診断書において、当選人の住所欄にはＡ宅が記載されていることなどを併せて考慮すると、本件対象期間に当選人がＢ建物に住所を有していたことを客観的に認定することは困難である。

（３）当委員会から追加提出を依頼し、当選人から提出のあった証拠書類又は証拠物の評価について

令和８年４月２６日に当委員会において実施した現地調査を踏まえ、法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法第３２条の規定に基づき、証拠書類又は証拠物について、当選人に追加の提出を依頼した。

ア　当選人から提出のあった証拠書類又は証拠物の評価等

（ア）一連のストーカー被害に係る警察への相談記録

当選人がストーカー被害に遭っていた内容の相談に係る申出が令和８年５月２２日付けで草加警察署に新規に受理された（証拠№.２００、２０１、２０２）が、当該申出は当委員会が同年４月２９日にＢ建物の現地調査を行った際に、当委員会の委員が警察に相談するよう促したものである（証拠№.２００）。

（イ）八潮駅前のホテルの宿泊記録（宿泊者名簿）

（令和７年７月から同年９月までの時期のもので、当選人が記載した「宿泊者名簿」）

当選人が令和７年８月３０日から同年９月７日まで八潮駅前のホテルに宿泊（９泊）していた記録が提出された（証拠№.２００、２０３～２０６）。

なお、住所欄には全てＡ宅の住所が記載されている。

（ウ）八潮市議会の議長車に係る全ての運行記録（令和７年７月から同年９月までの時期のもの）

当選人が八潮市議会の議長であった令和７年７月から同年９月までの議長車に係る全ての運行記録の提出を求めたところ、同年５月から７月までの運行記録４件分が提出された。４件のうち２件に、往路は市役所から「議長宅」を経由して目的地に到着し、復路は「議長宅」を経由して市役所に戻った旨が記録されている（証拠№.２００、２０７～２１２）。

また、「議長宅」はＢ建物を示す旨の文書が、議長車の運行を受託している会社を通じて、令和８年６月２２日付けで当選人から提出された（証拠№.２２０～２２４）が、議長車の運行を委託している八潮市議会事務局も「議長宅」はＢ建物を示すという認識で一致している（証拠№.１０３、１０４）。

なお、同運行記録によると、同年８月及び９月は、議長車を使用していないため、運行記録は不存在であった。

（エ）夜間にレンタカーを駐車していた場所を示す地図及び当該駐車場の賃貸借契約書の写し（令和７年７月から同年９月までの時期のもの）

当選人がレンタカーを駐車していた場所を示す地図及び当該駐車場の賃貸借契約書（令和２年４月１日契約締結）の写しが提出された。当該駐車場は、当選人がレンタカーを駐車していると主張する場所と一致しており、当該駐車場の賃借人は、当選人自身である（証拠№.２００、２１３～２１６）。

（オ）令和６年１２月に購入した暖房器具（２階パソコン教室のエアベットの脇にあったもの）の購入先、購入方法、購入者及び支払状況の分かる記録

当該暖房器具について、令和６年１２月６日にＥ法人が注文し、同社宛てに配送されたことを示す適格請求書の写しが提出された（証拠№.２００、２１７）。

（カ）Ｃ室に係る電気、ガス及び水道使用量について、使用量が「０」であったことを証する書面等（令和７年７月から同年９月までの時期のもの）

ガス会社を通じて、令和元年１２月１０日に閉栓していることを示す証明書が提出された（証拠№.２００、２１８、２１９）。

電気及び水道に関するものは、本件異議申出の際に当選人が市委員会に提出済みである（証拠№.１６２、１８４、２００）。

イ　当委員会の判断

当選人は令和７年１０月２３日付けで、令和４年１月２６日に遡る形で約３年９か月前の転居届を、Ｂ建物を転居先として提出しているところ、住民基本台帳法第２３条の規定により、当選人は転居の日から１４日以内に住所変更の届出を行う義務があった。

また、上記ア（ア）から、当選人がストーカー被害に遭っていたことを考慮しても、公職の候補者として、本来なら立候補の届出をする際に現に居住している住所（当選人の主張によれば、Ｂ建物）を記載すべきところ、候補者届出書にはＡ宅を記載していることに加え、本件選挙後に本件異議の申出があったのちに、当選人が約３年９か月前に遡って転居届を提出し、八潮市がそれを受理したことも異例であり、不自然と言わざるを得ない。

そもそも、住所変更の届出が本件選挙後であることから、住所変更の届出をもって本件対象期間に当選人がＢ建物に住所を有していたことを証するものとすることはできない。

次に、上記ア（イ）から、当選人が本件対象期間中、八潮駅前のホテルに宿泊していたのは９日間のみであるが、住所欄には全てＡ宅の住所が記載されていることを踏まえると、当選人の主観としての住所はＡ宅にあったものと認められ、Ｂ建物にはなかったものと認められる。

また、上記ア（ウ）及び（エ）から、当選人がＢ建物の近隣に駐車場を借りていること、議長車の運転管理日報に記載のある「議長宅」が「Ｂ建物」を示していること、Ｂ建物に近い場所のガソリンスタンドを主に利用していたことは認められる。

しかし、当選人はＢ建物に入居しているＥ法人の従業員でもあることから、日中はＢ建物に滞在していたとしても不自然ではない。そのため、当選人がＢ建物の近隣に駐車場を借りていることなどをもって、当選人がＢ建物のパソコン教室内で寝泊りをしていたことまで証明できるものではない。

上記ア（オ）から、当選人が当該暖房器具を使用することが可能であったことは認められる。

しかし、当選人は当委員会による証人尋問において、Ｂ建物のパソコン教室内で寝泊りするに当たり、暖房器具は使用していないと証言している。さらに、当選人は夏期にもエアコンは使用していないと証言しており、夏期や冬期、特に猛暑の時期や厳冬期に全くエアコンや暖房器具を使わずにパソコン教室内に寝泊りしているという主張には、不自然さが拭えない。

上記ア（カ）から、本件対象期間中Ｃ室に係る電気、ガス及び水道について、それらの使用量が「０」であったことが認定できる。

（４）Ｃ室における居住の実体並びに電気、ガス及び水道の使用状況について

ア　当選人の主張

当選人は、小学生の頃から建替え前のＡ宅が建つ地に住んでいたが、昭和５９年頃、当選人が東京都内の私立中学校に入学した時に、通学の便のために、福野家は草加駅近くのマンションのＣ室に引っ越した。

昭和６３年頃、Ａ宅を建て替えたため、福野家は再びＡ宅で暮らすこととなり、これ以降、草加マンションには何者も居住していなかったと認識している。

なお、上記主張を裏付けるため、本件対象期間におけるＣ室の電気、ガス及び水道の使用状況等に関する資料を追加提出することとする。

イ　市委員会の主張

本件異議申出時において、Ｃ室に関する情報について申立人らは何ら主張しておらず、市委員会として把握しているものはない。

ウ　当委員会が認定した事実

Ｃ室のあるマンションは草加駅の近くに立地しており、当該マンションのエントランスの郵便受け及びＣ室入口の表札には、「福野」と記載されている（証拠№.１７７、１７９）。

Ｃ室の間取りは４ＬＤＫで、９３．６６㎡の広さがある（証拠№.４、１８０～１８３）。

Ｃ室の所有権登記名義人は当選人の亡父のままであり、相続登記はなされていない（証拠№.４）。

Ｃ室は、電気、ガス、水道のいずれも使用できない状況であり、（証拠№.１８３）また、当委員会が職権でも照会したところ、本件対象期間において、Ｃ室での電気及び水道の使用実績はなかった旨の回答を得ている（証拠№.２４７、２４８）。

各部屋はもちろん、台所、浴室、トイレにまで衣類や家財道具等が雑然と積み上げられており、各部屋への移動も困難な状況である（証拠№.１８０～１８３）。

エ　当委員会の判断

本件対象期間におけるＣ室の電気、ガス及び水道の使用・契約状況及びＣ室内の状況を踏まえると、当選人が荷物の出し入れのために立ち寄ることがしばしばあったとしても、当選人がＣ室に居住していたと認定することはできない。

（５）口頭意見陳述の結果を踏まえたＢ建物における居住実体について

申立人らから法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法第３１条第１項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和８年７月１７日に口頭意見陳述の機会を付与したところ、その概要は次のとおりである。

ア　申立人らの主張

・以前から八潮市職員に当選人はＡ宅に住んでいないと聞かされていたので、本件選挙後にＡ宅を訪ねてみたら住んでいる気配がなかった。そのため、近隣の家を訪ね、住んでいるかを聞いて回った結果、住んでいないということであった。

また、夜も度々電気が点灯されているかを確認したが、A宅は暗闇であった。
・A宅には住んでいないことの確信を得たので、当選人が議長時の公用車の運行記録簿を情報公開請求し、日報の運行距離と当選人の自宅との距離の関係を調べたが、日報の走行距離とグーグルマップやヤフーマップの走行距離と一致しなかった。その後、当選人が提出した意見書が届き、当選人はB建物へ転居したと書かれていた。この新住所を手がかりに、B建物からの走行距離を調べたが、一致しなかった。そこで、かねてから当選人が草加に住んでいるとのうわさを基に、C室のある草加のマンションを特定し、この住所を基に走行距離を調べたところ、ほぼぴったりと一致したので、うわさが確信に変わった。
・当選人はストーカー被害に遭っているにもかかわらず、なぜ速やかに警察に通報しなかったのか。ストーカーはどこにいても追いかけてくると思うので、ストーカーは議会に傍聴に行くものと思うが、意見書内には記述が全く見られない。議員活動の疲労から、当選人は自動車内で寝入ってしまうことがあるとのことだが、ストーカー被害を受けている立場からすると、あってはならない油断である。被害がなくなったのであれば、立候補の届出書に当選人が記載した住所であるA宅に戻るべきである。
・当選人はアトピー性皮膚炎を患っているとのことだが、アトピー性皮膚炎は基本的に皮膚を清潔に保つのが必須条件であり、小まめに着替えたり、風呂やシャワーで体をきれいにしたりすることが必要である。当選人は頻繁に風呂には入らず、洗濯も週に１回位しかしないとしているが、このことはアトピー性皮膚炎への対処や予防法とかけ離れていると考えざるを得ない。
・風呂の使用水量は２００リットル前後で、洗濯の使用水量は５０リットル位であるとされるが、毎日風呂に入った場合の１か月の使用水量は、６，０００リットル、すなわち６立方メートルである。洗濯の１か月の使用水量は１，５００リットルであるから、１．５立方メートルである。つまり、アトピー性皮膚炎とうまくつき合うには、１か月の使用水量は７立方メートル程度となるはずである。それにもかかわらず、B建物の使用水量は増えていない。
・１週間分の洗濯物はB建物の室内で干すことになるだろうが、１人分でも１週間分となれば相当な量になると思う。１階、２階のどこに干しているのか分からないが、干し切れないと思う。土日に雨が降った場合は乾かないであろうから、干したままの状態を１０人から２０人もいるB建物内のD社等の従業員が見ているとしたら、どんな気持ちで見ているのか。
・当選人がB建物で生活しているのであれば、当選人の出すごみは家庭ごみであるから、当然、ごみ集積所に出すのが当たり前である。ごみ集積所の近隣の人達に聞いたところ、当選人が集積所にごみを出すのを見たことがないということであった。ごみを出す日は週２回、しかも決められた時間内に出す必要がある。３

年半もＢ建物に住んでいて、近隣の誰にも会わないというのが不思議である。議員でもあるし、市内では有名人だから知らない人はいないと思う。見かけたことがないということは、そこで生活していない、すなわち、住んでいないと連想できる。

イ　当委員会の判断

当選人が、ある人物によるストーカー行為に対処するため、令和４年１月頃からＢ建物で生活をすることとしたことなどの事情を考慮したとしても、前記（２）エにおける当委員会の判断のとおり、当選人がＢ建物のパソコン教室内で寝泊りすることは、合理的であるとは認め難い。

したがって、当選人がＣ室に住んでいるとの主張を除き、申立人らの主張には一定の理由があると認められる。

（６）証人尋問の結果を踏まえたＢ建物における居住実体について

令和８年７月１７日、法第２１２条第１項に基づき関係人２名に対し、出頭及び証言を求めるとともに、令和８年７月２９日、当選人に対しても同条第１項の規定に基づき、出頭及び証言を求めたところ、その概要は次のとおりである。

なお、当選人には、当選人の家族やＥ法人の代表者等の出頭が可能かどうか事前に確認したが、証人尋問に応じられるのは、当選人のみとのことであった。

ア　関係人の証言内容

（ア）八潮市内在住の証人による証言内容

・令和７年９月２７日から令和８年２月２４日までの１５１日間、１日４回、早朝の午前５時３０分から６時まで、午後１２時３０分から１３時まで、午後７時から８時まで及び午後９時から１０時までＢ建物を監視し、その様子を調査記録として１，４００枚の写真に収めた。調査記録写真の１，４００枚は、後ほど郵送で提出する。

・Ｂ建物１階（半地下構造）は政治活動用（後援会）事務所であるが、１５１日間、１回も点灯していない。

・Ｂ建物の入口である２階は、毎朝午前５時２０分から６時までの間にＥ法人の代表社員が解錠していた。この間、当選人が開錠し、Ｂ建物に入った姿は全く見られなかった。

・Ｂ建物２階のパソコン教室は、１５１日間で２週間に１回程度しか点灯がなかった。

・Ｂ建物３階及び４階のＥ法人の事務所は、毎朝午前５時３０分から６時までの間にＥ法人の代表社員が点灯していた。

・Ｂ建物に関し、周辺に３か所の駐車場が備えられているが、当選人が駐車した

のはそのうち１か所のみで、しかも１５１日間で次の３回だけしか確認できなかった。

令和７年１１月１２日（水）午前６時２０分

同年１２月２７日（土）午前９時３０分

同年１２月２８日（日）午前９時３０分

・当選人が周辺３か所の駐車場で雑木を切除している姿や形跡は、１５１日間全くなかった。

・令和８年３月１１日の午前１１時頃、私が親しくしている市委員会のある委員の自宅を訪問した時に、本件申立ての取下げを申立人らに伝えてもらいたい旨依頼された。その際に、持って帰ってほしいと言われ、おそらく中身はビールだと思うが、手渡された品物がある。未だに開封はしていないため、開封していない状態での写真をコピーして持ってきたので、お見せする（証人尋問中に、そのコピーが当委員会の委員に回覧された。）。

（イ）東京都内在住の証人による証言内容

・本件選挙期間中の初日からり最終日まで私が宿泊していた八潮駅前のホテルに当選人が宿泊していたのを見かけた。

・おそらく出陣式の日の日中、出陣式開催前の時間に自家用車でＢ建物の前を通りがかったため、選挙に強いと言われた当選人の陣営にはどのような人（他自治体議員などの応援者など）が来られるのかなど興味本位で立ち寄り、ちらほら集まりかけていた人たちに紛れて、Ｂ建物わきの歩道や敷地内にて、応援者やスタッフらしき人たちから、話の流れの中で、「ここは、当選人の会社であること、当選人は八潮市八條に住んでいてそこから通っていること、父が県議会議員だった頃から世話になっている人や会社が多く、当選人を支えていること」などを聴いた。

・私自身写真の仕事をしている関係で、当選人が出身校であると公表している中学・高校の卒業アルバムを制作している会社に出入りをしている。当該中学・高校というのは、大学もそうであるが、基本的にお嬢様学校であり、父兄は割と裕福な方が多いので、学校の近くにマンションを買ったりとか、不動産を所有したりとかして、そこに娘を住まわせたり、若夫婦だけが引っ越してきたりという、そういう現状が実際にある。そのような中で、当選人は八潮市八條からは通わないと思い、インターネットで調べてみたら、当選人の亡父の会計事務所が東京の神田駅から近いエリア、すなわち当該中学・高校から非常に近いエリアにあった。そこに当該会計事務所の東京支店とか、そのような名前で営業していたようだが、父が亡くなられた時には閉鎖をしていたようである。以前はそこから当選人を学校まで通わせていたのではないか。そうだとすると、そこで不動産を所有してい

る状況であれば、そこに住まわせていた可能性もあるし、現在、当選人は妹の所ではなく、むしろ東京都の神田に住んでいるのではないかと思う。

イ　当選人の証言内容

・私自身は１人で八潮市に住んでいるが、私には母と妹がいて、２人は東京都内で一緒に住んでいる。令和４年１月頃、ストーカー被害を受け、母を一人で昼間はA宅に置いておくことはできないという話になり、妹に一緒に住んでもらっている。妹は結婚しており、夫と子供が一緒にいるので、月に１、２回妹の所に行ったとしても部屋の中には入らず、外で母を待っている。母は八潮市で公職を務めているが、足の状態が良くないので、来賓で八潮市内に出かけるときに私が自動車で送迎をしている。

・現在、私が居住しているＢ建物に係る土地と建物の所有権登記名義人は亡父のままであり、Ｂ建物に入居しているＥ法人は、現在、賃借料を私の母の銀行口座に振込みにより支払っている。また、パソコン教室はD会社が運営しているが、現在、賃借料は誰にも支払っていない。私がＢ建物に居住していることに係る賃貸借契約も、誰とも締結していない。福野家が貸しているＢ建物で、私が寝泊まりしているというイメージである。

・朝は３時か４時に目が覚めてしまう。月に１、２回はA宅に郵便物を取りに行くが、その際はＢ建物の入口の機械警備をセットしてから出かけていく。短時間の時は機械警備をセットしないまま、鍵だけをかけて出かけることもある。機械警備がセットされている際にＢ建物に入るには、専用のカードをかざして機械警備を解除する必要がある。

・Ｂ建物の全室のうち２階のパソコン教室が、私自身が居ても一番Ｅ法人の業務に支障がなく、問題がない場所である。４階の和室には、月末にＥ法人の関係書類のファイルを並べて置くため、居場所としては支障が生じる。

・エアベッドは、４年前に通販で買って以来、使い続けている。敷布団と掛け布団、エアベッドの下に敷いているシートも４年前から使っている。夏は充電式の扇風機を使い、冬は厚手の物を着込んだり、使い捨てカイロと膝掛などを使ったりしていた。

・自炊はせず、食事として、主にコンビニエンスストア等で現金購入した食品や八潮市役所内の売店で購入したパンやラスク等で済ませている。イベントに招かれた時は、そこで売られている焼きそばなどを買って食べている。４階には電子レンジと湯沸かし器があるが、使用することはない。半地下構造の１階には冷蔵庫があり、そこに飲物を置いている。

・洗濯機は、先日見ていただいたとおり４階にある。衣類はパソコン教室の隣の部屋（政治活動用（後援会）事務所の倉庫）のハンガーラックに掛け、下着等は

パソコン教室内の段ボールに入れている。
・Ｂ建物に設置している防犯カメラは、いわゆるダミーである。
・本件選挙の期間中、八潮駅前のホテルに一人で宿泊していたが、理由としては、選挙時にＢ建物への人の出入りが激しくなること、さすがに風呂に入る必要があること、朝晩の八潮駅前の場所取りに都合がいいことなどである。本件選挙よりも前に、同じホテルや他のホテルに宿泊していたことはない。
・Ｃ室のあるマンションの駐車場に駐車してある私が乗っていた自動車であるが、ストーカーによる被害かどうか不明ではあるものの、続けてパンクが起こったり、明らかに人が触った形跡があったりしたため、駐車したままにしている。また、Ａ宅に置いてある自動車ではナンバーを確実に覚えられていると思い、気持ちが悪いので使用せず、４年位前からだと思うが、移動にはレンタカーを使用している。
・福野家（母）が所有している不動産は、Ａ宅、Ｂ建物、Ｃ室、Ｆ室のみである。それらの固定資産税は、母が支払っている。それらの不動産は私の資産ではなく、処分をするという考えもない。
・私に対しストーカーをしている方は高齢なので、私は直ぐにＡ宅に戻れると思っていたし、できることなら直ぐにでも帰りたいと思っている。Ｂ建物で寝泊りすることに関し、不便ということはなく、私にとっては、事業の面でも政治活動の面でも非常に便利な場所である。もともと八潮市内で他の物件を探して住むという考えはなかった。（他の物件を借りたとしても市民に）私が居ると分かってしまうし、選挙の際に、地盤が変わるのも支障になると考えてしまう。Ｂ建物には人がいつも居るので、それだけでも安心というか、大丈夫というのを理解いただきたい。
・Ｂ建物に住んでいることは、特にＥ法人の従業員には迷惑や心配をかけたくなかったので、秘していた。
・本件対象期間のスケジュールは、議会事務局が作成した横長の日程表に、必要に応じて書き込んで管理していた。
・市委員会に提出したコンビニエンスストアにおけるクレジットカードでの支払記録は、弁護士と精査した上で必要なものを提出したと思う。
・議長として催し物に呼ばれる際に、いわゆる１人会派とか少数会派だったので、議長車廃止を訴えてきた手前もあり、議長車をなるべく使わず、八潮市内は自家用車（レンタカー）で移動していた。

当選人によるこれらの証言を踏まえ、証人尋問終了時に当委員会から当選人に対し、上記証言を裏付ける証拠として本件対象期間に係る、次の①～⑤の資料の追加提出を求めた。

なお、①～③の資料については、令和８年４月２６日の当委員会による現地調

査の際にも、当委員会委員自ら当選人に直接依頼したところである。

① Ｂ建物の機械警備の施錠・解錠の記録一式

② Ｂ建物の機械警備に係る警備会社との契約書等の写し

③ クレジットカード・銀行ＡＴＭの利用記録について、当選人の利用場所がわかるもの及び当選人の銀行口座から毎月末に定期的に引き落とされている金額に係る項目の詳細が明らかになるもの

④ 福野家が所有する不動産全部について、その固定資産税の明細がわかるもの一式

⑤ 当選人がスケジュールを管理するために用いた資料等

特に、上記①及び②の資料は、Ｂ建物の機械警備の対象となるフロア・区画を明らかにするとともに、当選人が早朝の午前３時から４時頃に起きてＢ建物からＡ宅に郵便物を取りに行き、またＢ建物に戻るという主張等を裏付けるものであって、当選人には有利な証拠となるはずのものである。

加えて、上記③の資料は、当選人が八潮市内の店舗やＡＴＭをどの程度利用していたかを確認し、利用場所の全体から八潮市内の利用場所の割合等を明らかにするとともに、当選人の銀行口座から毎月末に定期的に引き落とされている金額に係る項目の詳細について、その内容がＢ建物に関するものであるかどうか等を明らかにするものであって、当選人の主張を裏付ける証拠となり得るものである。

ウ　当委員会の判断等

本件申立てについては、当選人が本件対象期間において、引き続き八潮市内に住所を有していたか否かが争点となっている。八潮市内在住の証人は、本件選挙の終了後に調査を行っていることから、その証言及び当委員会に郵送された調査記録の１，４００枚の写真は、本件対象期間の、当選人のＢ建物における居住実体を判断する上で、直接の証拠とはなり得ないものである。

しかし、当選人は令和４年１月以降、現在に至るまでＢ建物のパソコン教室内で寝泊りしている旨を主張している以上、八潮市内在住の証人による証言内容は重いといわざるを得ない。

次に、東京都内在住の証人による証言であるが、当選人がＢ建物に居住していることを誰にも告げず、秘していたとの当選人の供述を考慮するとしても、応援者や選挙スタッフが「当選人は八潮市八條に住んでいてそこから通っている」旨を話していたことは、当選人のＢ建物における居住実体を判断する上で、参考となるものである。

なお、令和８年７月１７日に実施した証人尋問において、東京都内在住の証人による、東京都内にＥ法人の事務所があった旨の証言を受け、同月２１日に当委員会職員が事実確認を行ったところ、その結果は次のとおりであった。

Ｅ法人の登記事項証明書を取得したところ、Ｅ法人の従たる事務所が東京都千代田区神田地内マンションのＦ室内に登記されていた。

当該マンションを訪問し、１階の郵便受けとＦ室の入口に「Ｅ法人」の表示があった。

Ｆ室の室内には事務机が４、５台配置されており、事務所としての体裁と機能を有していた。キッチンは狭く、トイレと浴室は一体となっており、浴槽内には書類が保管されており、入浴できる状態ではなかった。

訪問当時２名の従業員が在所しており、うち女性従業員１名から、次のとおり聴取した。

・昭和５４年頃に当選人の亡父がこの地で独立開業した。

・その後、埼玉県内の顧客対応のため、八潮市内に事務所を設置したが、ここでも引き続き営業を行っている。

・現在はＥ法人の東京事務所の位置付けとして、周辺の顧客に向け事業を行っている。

・当選人は子供の頃から知っており、今でもここを訪れることはあるが、ここは事務所であり、当選人がここで生活をしていることはない。

よって、当選人がＦ室に居住しているのではないかとの東京都内在住の証人による証言は、採用することができない。

次に、当選人が、ある人物によるストーカー行為に対処するため、令和４年１月頃からＡ宅で生活をすることができなくなった事情を考慮しても、前記（２）エ及び（４）イにおける当委員会の判断のとおり、当選人がＢ建物のパソコン教室内で寝泊りすることは、合理的な主張であるとは認め難く、不自然な点も多くあることから、当選人の証言は信用できず、採用することができない。

さらに、証人尋問の際に当委員会から当選人に依頼した、前記（５）イの①～⑤の資料について、提出すれば当選人のこれまでの主張や証言を裏付ける有力な証拠となるはずであるにもかかわらず、提出期限とした令和８年９月１４日（９月１８日に当選人の代理人弁護士に対し、当委員会職員から再度提出を催促したものの、提出期限に関し明確な回答は得られなかった。）を過ぎても当選人から当委員会宛てに提出されることはなかった。そのような状況を踏まえると、当選人の生活の本拠がＢ建物にあると認めるに足る客観的な証拠は存在しなかったといわざるを得ない。

そのため、八潮市内在住の証人による証言のとおり、当選人の生活の本拠はＢ建物にはなかったと認定するのが相当である。

## 第３　結論

以上のとおり、市委員会、申立人ら及び当選人から提出された証拠書類又は証拠物、

Ｂ建物及びＣ室における当委員会による現地調査並びに口頭意見陳述、当選人及び関係人の証人尋問による証言などを総合的に判断した結果、当選人の生活の本拠は、Ｂ建物及びＣ室にはなかったものと認められる。

そのため、Ｂ建物に当選人の生活の本拠はなかったとの申立人らの主張は、理由があるといわざるを得ない。

したがって、少なくとも本件対象期間中、当選人が住所を有していたと主張するＢ建物には当選人の生活の本拠があったと認定できず、その他当選人が八潮市内に住所を有していたと認められる事情もないことから、当選人は、本件選挙における被選挙権を有していなかったものと判断する。

よって、法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法第４５条第２項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和８年１０月２３日

埼玉県選挙管理委員会

委員長　長峰宏芳

委　員　尾前健三

委　員　菅　克己

委　員　西山淳次

# 証拠物件提供者一覧

| 番号 | 提供者 |
|---|---|
| 1 | 八潮市選挙管理委員会 |
| 2 | 県選挙管理委員会 |
| 3 | 審査申立人 |
| 4 | 参加人 |
| 5 | 八潮市 |
| 6 | 草加市 |
| 7 | 東京都中央区 |
| 8 | 東京電力エナジーパートナー株式会社 |

# 証拠物件等一覧

| No. | 受領日 | 証拠日付 | 提供者 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 令和8年1月7日 | － | 審査申立人 | 立候補予定者説明会出席者一覧 | |
| 2 | 令和8年1月7日 | － | 審査申立人 | 八潮市議会ＨＰ（議員名簿） | |
| 3 | 令和8年1月7日 | － | 審査申立人 | 八潮市議会ＨＰ（議員名簿） | |
| 4 | 令和8年1月7日 | － | 審査申立人 | 全部事項証明書（Ｃ室） | |
| 5 | 令和8年1月7日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｃ室） | |
| 6 | 令和8年1月7日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｃ室） | |
| 7 | 令和8年1月14日 | 令和8年1月14日 | 八潮市選挙管理委員会 | 八潮市議会議員一般選挙選挙人証明 | |
| 8 | 令和8年1月14日 | 令和8年1月14日 | 八潮市選挙管理委員会 | 八潮市議会議員一般選挙選挙人証明 | |
| 9 | 令和8年1月30日 | 令和8年1月30日 | 審査申立人 | 証拠書類の提出 | |
| 10 | 令和8年1月30日 | 令和7年5月19日 | 審査申立人 | 領収書 | |
| 11 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | クレジットカードに係るお客様情報 | |
| 12 | 令和8年1月30日 | 令和7年5月1日 | 審査申立人 | 領収書 | |
| 13 | 令和8年1月30日 | 令和7年10月2日 | 審査申立人 | 水道料金等納入証明（令和２年６月～令和３年６月分） | |
| 14 | 令和8年1月30日 | 令和7年6月4日 | 審査申立人 | 電気料金請求書（令和７年５月分） | |
| 15 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｂ建物） | |
| 16 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｂ建物） | |
| 17 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｂ建物） | |
| 18 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｂ建物） | |
| 19 | 令和8年1月30日 | 令和7年5月1日 | 審査申立人 | 領収書 | |
| 20 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | 当選人に係るビラ | |
| 21 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | 当選人の写真及びプロフィール | |
| 22 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 23 | 令和8年1月30日 | 令和7年6月2日 | 審査申立人 | 「市民の声ボックス」への投書について（回答） | |
| 24 | 令和8年1月30日 | 令和7年9月18日 | 審査申立人 | 八潮市情報部分公開決定通知書 | |
| 25 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Yahoo!マップのスクリーンショット | |
| 26 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 27 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 28 | 令和8年1月30日 | 令和6年10月8日 | 審査申立人 | 運転管理日報 | |
| 29 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 30 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |

| No. | 受領日 | 証拠日付 | 提供者 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 31 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 32 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 33 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 34 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 35 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 36 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 37 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 38 | 令和8年1月30日 | 令和6年11月17日 | 審査申立人 | 運転管理日報 | |
| 39 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 40 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 41 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 42 | 令和8年1月30日 | 令和6年11月19日 | 審査申立人 | 運転管理日報 | |
| 43 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 44 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 45 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 46 | 令和8年1月30日 | 令和7年1月11日 | 審査申立人 | 運転管理日報 | |
| 47 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 48 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 49 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 50 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 51 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 52 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 53 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 54 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 55 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 56 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 57 | 令和8年1月30日 | 令和7年1月24日 | 審査申立人 | 運転管理日報 | |
| 58 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 59 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 60 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 61 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 62 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 63 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 64 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |

| No. | 受領日 | 証拠日付 | 提供者 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 65 | 令和8年1月30日 | 令和7年1月25日 | 審査申立人 | 運転管理日報 | |
| 66 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 67 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 68 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 69 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 70 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 71 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 72 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 73 | 令和8年1月30日 | 令和7年5月25日 | 審査申立人 | 運転管理日報 | |
| 74 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | 企業の案内図 | |
| 75 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 76 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 77 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 78 | 令和8年1月30日 | 令和7年6月1日 | 審査申立人 | 運転管理日報 | |
| 79 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 80 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 81 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 82 | 令和8年1月30日 | 令和8年1月13日 | 審査申立人 | 全部事項証明書（Ａ宅の土地） | |
| 83 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | 全部事項証明書（Ａ宅の土地） | |
| 84 | 令和8年1月30日 | 令和8年1月13日 | 審査申立人 | 公図（Ａ宅） | |
| 85 | 令和8年1月30日 | － | 審査申立人 | 住宅地図（Ｂ建物） | |
| 86 | 令和8年2月18日 | 令和8年2月17日 | 八潮市選挙管理委員会 | 弁明書の提出について | |
| 87 | 令和8年2月18日 | 令和8年2月17日 | 八潮市選挙管理委員会 | 弁明書 | |
| 88 | 令和8年2月18日 | 令和8年2月17日 | 八潮市選挙管理委員会 | 物件の提出について | |
| 89 | 令和8年2月18日 | 令和8年2月17日 | 八潮市選挙管理委員会 | 原本証明書 | |
| 90 | 令和8年2月18日 | 令和7年8月31日 | 八潮市選挙管理委員会 | 令和７年９月７日執行の八潮市長選挙に係る選挙期日の告示 | |
| 91 | 令和8年2月18日 | 令和7年8月31日 | 八潮市選挙管理委員会 | 令和７年９月７日執行の八潮市議会議員一般選挙に係る選挙期日等の告示 | |
| 92 | 令和8年2月18日 | 令和7年8月31日 | 八潮市選挙管理委員会 | 令和７年９月７日執行の八潮市議会議員一般選挙に係る立候補届出の告示 | |
| 93 | 令和8年2月18日 | 令和7年9月8日 | 八潮市選挙管理委員会 | 令和７年９月７日執行の八潮市議会議員一般選挙選挙録 | |
| 94 | 令和8年2月18日 | 令和7年9月8日 | 八潮市選挙管理委員会 | 令和７年９月７日執行の八潮市議会議員一般選挙に係る当選人の告示 | |
| 95 | 令和8年2月18日 | 令和7年9月22日 | 八潮市選挙管理委員会 | 異議申出書 | |
| 96 | 令和8年2月18日 | － | 八潮市選挙管理委員会 | 八潮市議会ＨＰ（議員名簿） | |

| No. | 受領日 | 証拠日付 | 提供者 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 97 | 令和8年2月18日 | 令和7年7月28日 | 八潮市選挙管理委員会 | 八潮市長選挙及び八潮市議会議員一般選挙立候補予定者説明会出席者について | |
| 98 | 令和8年2月18日 | － | 八潮市選挙管理委員会 | 写真（Ａ宅） | |
| 99 | 令和8年2月18日 | － | 八潮市選挙管理委員会 | 写真（Ａ宅） | |
| 100 | 令和8年2月18日 | － | 八潮市選挙管理委員会 | 写真（Ａ宅） | |
| 101 | 令和8年2月18日 | － | 八潮市選挙管理委員会 | 写真（Ａ宅） | |
| 102 | 令和8年2月18日 | 令和7年9月22日 | 八潮市選挙管理委員会 | 異議申出書 | |
| 103 | 令和8年2月18日 | 令和7年12月22日 | 八潮市選挙管理委員会 | 決定書 | |
| 104 | 令和8年2月18日 | 令和7年12月22日 | 八潮市選挙管理委員会 | 決定書 | |
| 105 | 令和8年2月18日 | 令和8年1月27日 | 八潮市選挙管理委員会 | 審査申立人に係る住民票 | |
| 106 | 令和8年2月18日 | 令和8年1月27日 | 八潮市選挙管理委員会 | 審査申立人に係る住民票 | |
| 107 | 令和8年2月18日 | － | 八潮市選挙管理委員会 | 預金口座の口座履歴 | |
| 108 | 令和8年2月18日 | － | 八潮市選挙管理委員会 | クレジットカード利用明細 | |
| 109 | 令和8年3月5日 | 令和8年3月5日 | 審査申立人 | 弁明書に対する反論書 | |
| 110 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 111 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 112 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 113 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 114 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 115 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 116 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 117 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 118 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 119 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 120 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 121 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 122 | 令和8年3月5日 | 令和7年6月2日 | 審査申立人 | 「市民ボックス」への投書について（回答） | |
| 123 | 令和8年3月5日 | 令和7年6月9日 | 審査申立人 | 市民の声ボックスに対する報告 | |
| 124 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真 | |
| 125 | 令和8年3月5日 | 令和7年6月9日 | 審査申立人 | 領収書 | |
| 126 | 令和8年3月5日 | 令和7年6月20日 | 審査申立人 | 領収書 | |
| 127 | 令和8年3月5日 | 令和7年7月2日 | 審査申立人 | 領収書 | |
| 128 | 令和8年3月5日 | 令和7年7月28日 | 審査申立人 | 領収書 | |
| 129 | 令和8年3月5日 | 令和7年8月9日 | 審査申立人 | 領収書 | |

| No. | 受領日 | 証拠日付 | 提供者 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 130 | 令和8年3月5日 | 令和7年8月20日 | 審査申立人 | 領収書 | |
| 131 | 令和8年3月5日 | 令和7年8月29日 | 審査申立人 | 領収書 | |
| 132 | 令和8年3月5日 | 令和7年7月10日 | 審査申立人 | 領収書 | |
| 133 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 領収書に関するメモ | |
| 134 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 135 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 136 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 137 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 138 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 139 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 140 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 141 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 142 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 143 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（Ａ宅） | |
| 144 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（レンタカー） | |
| 145 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（レンタカー） | |
| 146 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（レンタカー） | |
| 147 | 令和8年3月5日 | － | 審査申立人 | 写真（レンタカー） | |
| 148 | 令和8年3月6日 | 令和8年3月5日 | 参加人 | 意見書 | |
| 149 | 令和8年3月6日 | 令和8年3月3日 | 参加人 | 診断書 | |
| 150 | 令和8年3月6日 | 平成27年1月 | 参加人 | ガソリンスタンドメンバーズカード | |
| 151 | 令和8年3月17日 | 令和8年3月17日 | 審査申立人 | 令和７年９月７日執行の八潮市議会議員一般選挙における当選の効力に関する決定書に対する審査申立書への補足情報提供について | |
| 152 | 令和8年3月17日 | － | 審査申立人 | 写真（レンタカー） | |
| 153 | 令和8年3月17日 | － | 審査申立人 | 写真（レンタカー） | |
| 154 | 令和8年3月17日 | － | 審査申立人 | 写真（レンタカー） | |
| 155 | 令和8年3月17日 | － | 審査申立人 | 写真（レンタカー） | |
| 156 | 令和8年3月17日 | － | 審査申立人 | 写真（レンタカー） | |
| 157 | 令和8年3月17日 | － | 審査申立人 | 写真（レンタカー） | |
| 158 | 令和8年3月17日 | － | 審査申立人 | 郵便物等配達状況詳細 | |
| 159 | 令和8年3月17日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｂ建物） | |
| 160 | 令和8年3月17日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｂ建物） | |
| 161 | 令和8年3月17日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｂ建物） | |
| 162 | 令和8年4月24日 | 令和8年4月23日 | 参加人 | 電力供給契約に関する照会回答 | |

| No. | 受領日 | 証拠日付 | 提供者 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 163 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 164 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 165 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 166 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 167 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 168 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 169 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 170 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 171 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 172 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 173 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 174 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 175 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 176 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｂ建物） | |
| 177 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｃ室） | |
| 178 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｃ室） | |
| 179 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｃ室） | |
| 180 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｃ室） | |
| 181 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｃ室） | |
| 182 | 令和8年4月26日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｃ室） | |
| 183 | 令和8年4月26日 | 令和8年4月26日 | 県選挙管理委員会 | 現地調査結果概要（Ｂ建物及びＣ室） | |
| 184 | 令和8年4月30日 | － | 参加人 | 水道供給契約に関する収納済証明書 | |
| 185 | 令和8年5月15日 | 令和8年5月14日 | 審査申立人 | 口頭意見陳述申立書 | |
| 186 | 令和8年5月28日 | 令和8年5月27日 | 審査申立人 | 補足情報提供 | |
| 187 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 188 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 189 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 190 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 191 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | Googleマップのスクリーンショット | |
| 192 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｃ室のあるマンションの駐車場） | |
| 193 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｃ室のあるマンションの駐車場） | |
| 194 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｃ室のあるマンションの駐車場） | |
| 195 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｃ室のあるマンションの駐車場） | |
| 196 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | 写真（Ｃ室のあるマンションの駐車場） | |

| No. | 受領日 | 証拠日付 | 提供者 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 197 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | 八潮市民の証言の文字起こし資料１ | |
| 198 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | 八潮市民の証言の文字起こし資料２ | |
| 199 | 令和8年5月28日 | － | 審査申立人 | 八潮市選挙管理委員とのやり取りの文字起こし資料 | |
| 200 | 令和8年6月22日 | 令和8年6月19日 | 参加人 | 回答書 | |
| 201 | 令和8年6月22日 | 令和8年5月22日 | 参加人 | 警察への相談記録 | |
| 202 | 令和8年6月22日 | 令和8年5月22日 | 参加人 | 警察への相談記録 | |
| 203 | 令和8年6月22日 | － | 参加人 | 東横ＩＮＮ宿泊者名簿 | |
| 204 | 令和8年6月22日 | － | 参加人 | 東横ＩＮＮ宿泊記録 | |
| 205 | 令和8年6月22日 | － | 参加人 | 東横ＩＮＮ宿泊記録 | |
| 206 | 令和8年6月22日 | － | 参加人 | 東横ＩＮＮ宿泊記録 | |
| 207 | 令和8年6月22日 | 令和8年5月12日 | 参加人 | 八潮市情報部分公開決定通知書 | |
| 208 | 令和8年6月22日 | 令和8年5月22日 | 参加人 | 議長車の運転管理日報 | |
| 209 | 令和8年6月22日 | 令和8年5月25日 | 参加人 | 議長車の運転管理日報 | |
| 210 | 令和8年6月22日 | 令和8年6月1日 | 参加人 | 議長車の運転管理日報 | |
| 211 | 令和8年6月22日 | 令和8年7月5日 | 参加人 | 議長車の運転管理日報 | |
| 212 | 令和8年6月22日 | － | 参加人 | 庁用自動車等運行日誌 | |
| 213 | 令和8年6月22日 | 令和2年4月1日 | 参加人 | 駐車場賃貸借契約書 | |
| 214 | 令和8年6月22日 | － | 参加人 | 駐車料金改定のお願い | |
| 215 | 令和8年6月22日 | － | 参加人 | 駐車場賃貸借契約書 | |
| 216 | 令和8年6月22日 | － | 参加人 | 住宅地図（Ｂ建物の駐車場） | |
| 217 | 令和8年6月22日 | － | 参加人 | 適格請求書 | |
| 218 | 令和8年6月22日 | 令和8年4月27日 | 参加人 | ガス閉栓証明書（Ｃ室） | |
| 219 | 令和8年6月22日 | 令和8年4月27日 | 参加人 | 証明書作成手数料等ご請求内訳書 | |
| 220 | 令和8年6月23日 | 令和8年6月22日 | 参加人 | 送付書 | |
| 221 | 令和8年6月23日 | 令和8年6月19日 | 参加人 | 回答書 | |
| 222 | 令和8年6月23日 | 令和8年6月16日 | 参加人 | 個人情報開示報告書 | |
| 223 | 令和8年6月23日 | － | 参加人 | 議長詳細資料 | |
| 224 | 令和8年6月23日 | － | 参加人 | 議長車の送迎時駐車場所情報 | |
| 225 | 令和8年7月6日 | 令和8年7月6日 | 県選挙管理委員会 | 電話聴取記録（Ｃ室のマンション管理組合） | |
| 226 | 令和8年7月8日 | 令和8年7月8日 | 県選挙管理委員会 | 現地調査結果概要（Ｃ室のマンション駐車場） | |
| 227 | 令和8年7月8日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｃ室のマンション駐車場） | |
| 228 | 令和8年7月8日 | － | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｃ室のマンション駐車場） | |
| 229 | 令和8年7月17日 | － | 県選挙管理委員会 | 口頭意見陳述記録 | |
| 230 | 令和8年7月17日 | － | 県選挙管理委員会 | 証人尋問記録 | |

| No. | 受領日 | 証拠日付 | 提供者 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 231 | 令和8年7月17日 | － | 県選挙管理委員会 | 証人尋問記録 | |
| 232 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 全部事項証明書（Ｂ建物の土地） | |
| 233 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 全部事項証明書（Ｂ建物） | |
| 234 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 全部事項証明書（Ｅ法人） | |
| 235 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 全部事項証明書（Ｄ社） | |
| 236 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 全部事項証明書（Ｆ室のあるマンションの土地） | |
| 237 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 全部事項証明書（Ｆ室） | |
| 238 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｆ室） | |
| 239 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｆ室） | |
| 240 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｆ室） | |
| 241 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｆ室） | |
| 242 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｆ室） | |
| 243 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 写真（Ｆ室） | |
| 244 | 令和8年7月21日 | 令和8年7月21日 | 県選挙管理委員会 | 現地調査結果概要（Ｆ室） | |
| 245 | 令和8年7月28日 | － | 県選挙管理委員会 | 電話聴取記録 | |
| 246 | 令和8年7月29日 | － | 県選挙管理委員会 | 証人尋問記録 | |
| 247 | 令和8年8月4日 | 令和8年7月31日 | 草加市 | 回答書（Ｃ室） | |
| 248 | 令和8年8月4日 | 令和8年7月31日 | 東京電力エナジーパートナー株式会社 | 回答書（Ｃ室） | |
| 249 | 令和8年9月24日 | － | 八潮市 | 当選人の住民票 | |

# 現地調査等一覧

| | 調査日 | 調査場所 | 調査の概要 |
|---|---|---|---|
| 1 | 令和8年4月26日 | 八潮市内 | 当選人の居住実態の調査 |
| 2 | 令和8年7月8日 | 草加市内 | 当選人の居住実態の調査 |
| 3 | 令和8年7月21日 | 東京都内 | 当選人の居住実態の調査 |